

東館南集会所

〒329-0611

上三川町大字上三川1223-1

☎56 8506

集会所開故事業「手打ちそば」

今月は、そば打ち教室です。自分で打ったそばを味わってみましょう。打ち方を覚えれば、年越しそばも自分で打てます。初心者大歓迎。誘い合わせて気軽にご参加ください。

日 時：3月13日(日)午前10時～

場 所：東館南集会所

講 師：石戸 喜代子先生

参加費：300円

定 員：6名(先着順・町内居住もしくは勤務の方)

その他：エプロンや三角巾などをご用意ください。※打ったそばは持ち帰りになります。

申込期間：3月4日(金)～10日(木)

▼問い合わせ先＝生涯学習課 生涯学習係 ☎569159

現代の人権 「スポーツ指導と人権」

○指導者によるパワーハラスメントの背景

近年、学生スポーツにおいて指導者からの暴力や叱責を苦にして選手が自殺する事件や、プロスポーツの指導者が選手へのパワーハラスメント(以下パワハラ)を理由に解任される事件など、スポーツ界の指導者によるパワハラがたびたび報道されています。

スポーツ指導の場でパワハラや暴力などの行き過ぎた指導が発生しやすい背景として

- ①指導者と選手の間強い上下関係が形成されやすいこと。
- ②勝利至上主義に陥りやすいこと。
- ③「勝つには根性が必要だ」「気合を入れる」といった精神論が存在すること。
- ④暴力行為を容認する意見が指導者や保護者に根強くあること。

などが指摘されています。指導としての叱咤激励であっても、それが度を超して、威圧的な言動や暴力となった場合には、それはパワハラとなります。「指導の一環として行った」などという弁明は認められません。

○パワハラの実例

スポーツ指導の場におけるパワハラの実例として以下のものが考えられます。

- ①指導者が指示に従わない選手を殴打する(身体的な攻撃)
- ②指導者が選手を長時間にわたって厳しく叱責する(精神的な攻撃)
- ③指導者が特定の選手を無視し、チーム内で孤立させる(人間関係からの切り離し)
- ④指導者がミスをした選手に過度な居残り練習や罰走を課す(過大な要求)
- ⑤指導者が合理的な理由もなく選手を練習に参加させない(過小な要求)
- ⑥指導者が選手の個人的なことに過度に介入する(個の侵害)

○スポーツの健全な発展のために

スポーツの現場にはスポーツ特有の厳しい指導というものがあります。しかし、指導者による暴力やパワハラ行為は許されるものではありません。指導者は自分の指導方法について常に客観的に確認することが求められます。また、選手や保護者も暴力やパワハラを容認することなく、信頼できる相談窓口等に連絡することが大切です。暴力やハラスメントのないスポーツ環境を作ることはスポーツに関わる人全員の責務です。

▼問い合わせ先＝生涯学習課 生涯学習係 ☎569159